

「特定操縦技能審査」のご案内

お申し込み前にご確認ください

■特定操縦技能審査とは

平成26年4月より施行され、操縦士技能証明書をお持ちの方は、「特定操縦技能審査」を受け合格していなければ機長として飛行することが出来ません。

■JAPA FTDで審査が可能です

国土交通省航空局FTDレベル3（飛行機）認定を受けた機材で審査が可能です。

■JAPA FTDで審査を受けるためには

- ①「技能証明書－特定操縦技能審査／確認」20号様式を所持していること
- ②航空局通達国空乗第2077号による「航空安全講習会」の受講（2年以内に受講していること）
- ③上記通達による、「180日以内に3回以上の離着陸経験」を満たしていること

※注意※

- ・③を満たしていない場合、技量維持訓練を審査前に受講することで対応が出来ます。
- ・上記3点を満たしていない場合は、審査を受ける事ができません。

■審査に対応できる航空機の種類等

飛行機 陸上単発
飛行機 陸上多発

審査に関して

■費用

一般27,000円／会員19,440円

上記価格に含まれるもの

- 会議室及びFTDの利用
- JAPA操縦技能審査員が審査及び合否、並びに航空局への報告

■審査を受ける方が申込時に準備するもの

- 特定操縦技能審査申請書（規則第28号の8様式）
 - 技能証明書の写し（規則第20号様式12. 技能証明-特定操縦技能審査／確認）を含む
- ※注意※
・上記2点の書類を事前にご準備頂けない場合は、審査を受ける事ができません。

■FTDスケジュール

年末年始を除き、原則毎日受験が可能です。

A：10:00-12:00 B：13:00-15:00
C：15:00-17:00 D：17:00-19:00

なお、19時以降を希望される場合はご相談ください。

■お申し込み・お問い合わせ

審査希望日の2日前までにお問合せください。

公益社団法人日本航空機操縦士協会 事業サポート室

TEL03-6809-2902 E-mail japa@japa.or.jp